

特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習のご案内

山形労働局登録教習機関登録番号第29号
(登録有効期間満了日 令和11年 3 月30日)
一般社団法人山形県労働基準協会連合会
登録番号：T8390005002813

労働安全衛生法・特定化学物質障害予防規則・四アルキル鉛中毒予防規則による特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を、下記のとおり実施します。

特定化学物質及び四アルキル鉛に分類される物質を取り扱う作業(試験研究のため取り扱う作業を除く)では、作業方法の決定、労働者の指揮、保護具の点検等、労働災害防止のための指揮監督を行わせるため、技能講習を修了した者の中から、作業主任者を選任することが義務付けられています。

なお、特定化学物質障害予防規則により、特別有機溶剤業務に係る作業にあつては、有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者のうちから「特定化学物質作業主任者」を選任することが必要です。

この機会に是非受講され、作業主任者の資格を取得し、事業場における当該業務体制の整備を図られますようご案内申し上げます。

記

1. 日時・会場・定員

日程(2日間)	時 間	会 場	定 員
令和 8 年 4 月 8 日(水) ～ 9 日(木)	初 日：9時40分～17時30分 2 日 目：9時～18時	山形ビッグウイング 山形市平久保100	87名 (先着順)

2. 講習科目・講師(予定)

- (1) 健康障害及びその予防措置に関する知識：4時間・星川知佳子氏

(2) 作業環境の改善方法に関する知識：4時間

(3) 保護具に関する知識：2時間

(4) 関係法令：2時間

(5) 修了試験：1時間
- 河合直樹氏

3. 申込方法・受講料

- (1) 申込先は下記 4 の最寄りの労働基準協会または当連合会へお願いします。
(申込先と送金先は同じ団体へお願いします。)
- (2) 申込期間は 2 月 2 日(月) から講習初日の 3 日前まで。但し、定員になり次第締切ります。
受講の取消しは講習初日の 3 日前(4月3日)まで。それ以降取消しの場合、受講料は返還いたしません。

受 講 料	テキスト代	合 計
15,180円 内訳 受講料13,800円 消費税(10%)1,380円	1,980円 内訳 本体価格1,800円 消費税(10%)180円	17,160円 内訳 合計15,600円 消費税(10%)1,560円

(テキスト代は、年度途中で改定する場合があります)

- (3) 遅刻・早退等により講習時間が不足した場合は、修了証を交付できませんので、ご注意ください。

4. 申込先・お問合せ先 (最寄りの労働基準協会へお申込みください。)

山形県労働基準協会連合会	山形市緑町 1－9－30 緑町会館 3 F	TEL 023(674)0204	FAX 023(615)1366
置賜労働基準協会	米沢市金池 1－4－20	TEL 0238(21)5678	FAX 0238(21)5679
鶴岡労働基準協会	鶴岡市馬場町 8－13 鶴岡商工会議所会館 3F	TEL 0235(22)1759	FAX 0235(22)1761
酒田労働基準協会	酒田市本町 1－2－52 酒田共栄火災ビル 2F	TEL 0234(22)1311	FAX 0234(22)1316
最上労働基準協会	新庄市金沢字中関屋804	TEL 0233(22)0942	FAX 0233(23)3845
村山労働基準協会	村山市楯岡笛田 4－1－58	TEL 0237(53)2664	FAX 0237(53)2418

受講 No.

※受講番号が記載されている受講票を、当日ご持参ください。
※遅刻・早退等により講習時間が不足した場合は、修了証を
交付できませんので、ご注意ください。

[illegible]

※	入金日	月	日
	現金 (No) ・ 振込		

※	受 講 料	15,180円	受講料13,800円 消費税(10%)1,380円
	テキスト代	1,980円	本体価格1,800円 消費税(10%)180円
	合 計	17,160円	合計15,600円 消費税(10%)1,560円

- ①氏名は略字を用いることなく、戸籍上の氏名を、受講者ご本人が記入してください。
この申込書に基づき修了証を交付します。後日訂正する場合は手数料がかかります。
- ②申込書に、写真1枚（撮影6ヶ月以内、正面・脱帽・上三分身、背景無地、縦3.0cm×横2.4cm、
写真専用紙使用）を所定欄に貼付してください。
- ③テキストは、講習初日にお渡しします。
- ④初日は、受付等で大変時間がかかりますので、早めにお越しください。
- ⑤銀行振込の場合、振込口座番号のご確認は、各労働基準協会または当連合会にお問い合わせください。

人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース(経費助成・賃金助成))の支給が受けられます。同助成金をご希望の方は、講習終了後、2ヶ月以内に山形労働局へ申請の手続きを行ってください。(山形労働局 助成金センター 023-666-3614)

(注意)「受講票」(本票)は、申込書を受理した後に、受付印及び受講番号を記入してFAXまたは郵送しますので、申込後に必ずご確認ください。

※	修了証番号	
---	-------	--

※		
	票	
	振	

※	申込受付欄